

# 平成 24 年度第 1 回北海道入札監視委員会 開催結果

## (委員会次第)

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 報告事項  
( 1 ) 平成 23 年度入札契約執行状況 ( 平成 24 年 3 月末 )  
( 2 ) 談合情報への対応状況  
( 3 ) その他報告事項
- 4 議 事  
( 1 ) 北海道入札監視委員会の活動計画について
- 5 審 議  
抽出審議
- 6 閉 会

## 平成24年度 第1回北海道入札監視委員会 出席者名簿

委員 長	吉岡 征雄
委 員	赤 淵 由紀彦 (欠席)
委 員	伊勢田 和 幸
委 員	大 野 由 夏 (欠席)
委 員	蟹 江 俊 仁
委 員	柴 口 幹 男

五十音順、敬称略

### 関係各部署出席者

所属	職	氏名
農政部農村振興局事業調整課	課 長	西 山 宰
"	主 幹	富 岡 尊 志
"	主 査	菊 池 祐 二
水産林務部総務課	主 幹	前 田 満 雄
"	主 査	川 瀬 正 博
建設部建設管理局建設情報課	課 長	葛 西 悟
"	主 幹	佐 藤 克 幸
"	主 幹	玉 田 学
"	主 査	高 屋 光 行
"	主 査	有 馬 純 生
建設部建築局計画管理課	課 長	山 崎 雄 二
"	主 幹	玉 田 甲
"	主 査	木 村 剛
出納局総務課	主 幹	川 田 和 明
"	主 査	阿 保 恵 一
教育庁総務政策局総務課	主 幹	佐 藤 道 彦
"	主 査	青 木 浩 比 人
教育庁渡島教育局	次 長	浅 井 真 介
教育庁渡島教育局道立学校運営支援室	室 長	草 刈 克 磨
"	主 査	白 樫 修

### 事務局

所属	職	氏名
総務部行政改革局	次長兼局長	坂 本 和 彦
総務部行政改革局行政改革課	課 長	濱 坂 真 一
"	主 幹	長 谷 山 英 嗣
"	主 査	高 道 智

# 平成24年度第1回北海道入札監視委員会議事録

## 1 開会

### (事務局)

それでは、ただいまから、平成24年度第1回目の入札監視委員会を開催いたします。

本日は、赤淵委員と大野委員、それぞれご都合により欠席されておりますが、委員会設置要綱に定める開催要件の委員定数の過半数を満たしていることを、ご報告させていただきます。

会議に入ります前に、4月1日付けで道の人事異動によりまして、事務局に異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

総務部次長兼行政改革局長の坂本です。

行政改革課長の濱坂です。

私、行政改革課主幹の長谷山です。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 あいさつ

### (事務局)

開会に当たりまして、総務部次長兼行政改革局長の坂本よりご挨拶申し上げます。

### (次長兼局長)

本日は、北海道入札監視委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

各委員の皆様には、大変お忙しい中、本年度第1回目委員会にご出席いただきお礼申し上げます。

また、日頃から道行政に対し、ご理解、ご協力をいただいておりますことに改めてお礼申し上げます。

当委員会は、平成15年度の設置から9年を経過しまして、第5期の委員構成により運営されているところでございます。

この間、委員会からいただいたご意見に基づき、様々な入札及び契約の方策の実施などに努めてきたところであります。

本年度においても、北海道における入札及び契約の過程やその内容の透明性の確保のため、活発なご審議をお願い申し上げます。

本日の委員会は、平成23年度の入札契約の執行状況や談合情報対応等についてご報告をさせていただくとともに、委員会の年間活動計画のご検討いただくこととしています。

委員の皆様の率直なご意見をいただき、さらなる入札などの適正化に努めて参りたいと考えておりますので、特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げ、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### (事務局)

それでは、これからの議事の進行につきまして、吉岡委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

### 3 報告事項

#### (1) 平成23年度入札契約執行状況(平成24年3月末)

##### (委員長)

それでは、まず、報告事項の1番目「入札契約執行状況」について事務局から説明願います。

##### (事務局)

平成23年度入札契約執行状況について、説明に入る前に、先に配付資料についてご説明させていただきたいと思えます。

お手元の資料にあります「北海道入札監視委員会の次第」の下段に示してあります配付資料についてご説明させていただきたいと思えます。

資料、  
、  
については、委員やこの会場にいる皆様に配付させていただいておりますが、下の注釈に書かれているように、  
と  
の資料については、大冊につき、また、  
と  
の資料については取扱注意が含まれているため、委員のみの配付しております。また、  
と  
の資料については、取扱注意につき、本委員会終了後、回収させていただく予定でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、報告事項について、説明します。

資料1-1の「平成23年度入札契約執行状況(平成24年3月末)」に基づき、23年度年間分の入札契約の執行状況について、報告します。

1ページ目に入ります。1点目の項目「発注3部関係の工事における一般競争の実施状況」です。

平成22年度年間「80.0%」の実施率に対し、平成23年度年間で「77.8%」となり、「2.2ポイント」下降しております。

続きまして、2点目の項目「発注部門別の平均落札率の状況」です。

工事部門につきましては、発注3部分について、平成22年度年間分に対し、0.3ポイント下降の93.1%。

その他部門を加えた全体の落札率も、0.2ポイント下降の93.0%となっております。

なお、参考として、「過去の落札率の推移」を表示していますが、平成21年度に工事の最低制限価格に係る設定基準を改正し、予定価格の90%程度と引き上げたことから、平成21年度以降の平均落札率は、93%台に推移しているところです。

次のページに移りまして、委託部門については、発注3部の合計の落札率は、同数値の92.1%、その他機関の落札率は、1.2ポイント下降の82.2%、その他機関を含めた全体計も0.1ポイント下降の92.1%となっております。

次に3点目の項目「入札方式別落札率の状況」です。

指名競争入札の方が、一般競争入札に比べ、高い落札率の状況となっておりますが、平

成 22 年度年間に比べ、その差が縮まっている状況にあります。

3 ページ目は、発注 3 部における部門別入札・契約実績となっています。

4 ページ目、5 ページ目は、発注機関ごとの工事及び委託の入札契約実績です。

全体件数については、各ページの右下にあります。工事については 4,897 件、委託では 5,067 件となっています。

6 ページ以降は年間分のデータを表で整理したものです。

1 の発注 3 部関係の工事に係る多様な入札方式の実施状況です。

15 年度の実施率では、36.7%で、段階的に一般競争入札等の割合を高めていき、平成 20 年以降は、工事価格の 1 千万円以上のものは原則、一般競争入札とする仕組みを変えて、現在に至っています。

2 の発注部門別の平均落札率の状況について、その他機関を含む全体計の工事に係る平均落札率の推移を示しています。

平成 15 年度で 94.9%から下降し、平成 20 年度に 91.4%まで下がりましたが、平成 21 年度に工事の最低制限価格の引き上げにより、93%台に推移しています。

次のページの委託部門では、その他機関を含む全体計の委託に係る平均落札率については委託業務の最低制限価格が平成 21 年度以前では予定価格の 250 万円を超える業務でありましたが、平成 22 年度から 100 万円へ引き下げしたことから、平成 21 年度の平均落札率が 91.3%に対し、0.8 ポイント上昇の 92.1%となったものです。

3 の発注 3 部の工事に係る入札方式別の平均落札率の状況です。平成 21 年度から価格が一千万円以上の工事については、一般競争入札を実施しており、更に同じ年度に最低制限価格制度の設定基準の改正を行っているため、21 年度以降の年度別で、お話をさせて頂くと一般競争入札について、21 年度が 93.1%、22 年度が 93.2%、23 年度が 93.1%とほぼ変わらない状況になっています。

一方、指名競争入札については、21 年度が 94.5%、22 年度が 94.0%、23 年度は 93.3%と競争により下がって来ている傾向にあり、また、先ほどにも触れましたが、一般競争入札と指名競争入札の落札率の差については 21 年度では 1.4 ポイント、22 年度では 0.8 ポイント、23 年度では 0.2 ポイントと一般競争入札と指名競争入札の落札率の差が無くなってきている状況です。

8 ページ目に入ります。

4 の年間発注額等（当初契約ベース）について、予定価格 250 万円以下の案件を除く、工事の件数と金額を表示しています。

平成 23 年度は発注 3 部の工事では、工事件数が 4,544 件、前年比 88.9%、予定価格が 1905 億 194 万 2 千円、前年比 82.2%です。

下の段のその他機関の工事では工事件数が 353 件、前年比で 88.7%、予定価格が 64 億 9,682 万 9 千円、前年比で 62.3%。

委託部門の発注 3 部では、委託件数が 5,044 件、前年比で 92.0%、予定価格が

321億1,855万円、前年比で92.0%。

その他機関では委託件数が23件、前年比で56.1%、予定価格が2億1,278万円、前年比102.8%です。

件数も予定価格も前年度に対し、下回った状況でありました。以上です。

#### (委員長)

これについて何かご質問はありませんか。

それでは、報告事項の2番目、「談合情報の対応状況」について、事務局から説明願います。

#### (2) 談合情報への対応状況

##### (事務局)

それでは、資料2-1の「談合情報対応状況」に基づき、報告します。

今回の談合情報については、平成23年度の契約件数では4件、平成24年度の契約件数で1件ありました。

まず、1ページ目に入ります。平成23年度の談合情報の一覧が表示されています。

この表の中で、ナンバー1～7番については、昨年度の入札監視委員会で内容を説明させていただいたところがございます。

今回は、ナンバー8～11番の渡島教育局で受理した件について説明します。

3月22日に渡島教育局道立学校運営支援室に匿名による書面の談合情報がありました。契約内容については、重油等調達に関するもので、落札業者と価格を調整し、契約案件4件について、特定の会社が落札する旨の内容でした。

続いて2～3ページ目は談合情報対応の概要ですが、先ほどのお話したナンバー1～7番の対応状況については既に報告済みのものです。

4ページに移ります。

渡島教育局でありました談合情報の関係となっています。談合情報については3月22日の入札当日に書面でもたらされたものです。

契約4件について入札参加申請者が落札予定者として特定されていたことから、渡島教育局にて調査を行いました。

その結果、4件ともに談合の事実は確認できなかったため、当初入札を延期した上で入札を実施しました。

その結果、8・9・11番の契約については、情報とは違う者が落札対象者となり、また、10番の契約については、情報のあった落札予定者が対象となりましたが、その者を落札者として契約を締結しました。

なお、契約案件4件は、抽出審議案件としておりますので、詳細については、その際に報告させて頂きたいので、どうぞご了承願います。

次に5ページ目の平成24年度の談合情報です。

4月23日に旭川建設管理部に談合情報が届きました。談合情報の内容については記載のとおりです。

6ページ目に移りまして、3月15日に該当工事の入札を行い、契約締結した約1ヶ

月後の4月23日にメールにより情報があつたであり、調査の結果、談合の事実が確認出来なかったことから、契約継続する形で処理しました。

続いて7ページ目に談合情報の概要です。

23年度の談合情報として総務部行政改革局に報告あつたものを表として示しています。平成20年度から24年度のもので、平成24年5月23日現在のものとなっています。

まず、1の契約別の状況です。

この表では、1契約1件としてカウントしていますが、23年度の談合情報で受理した件数は11件です。

その内訳として、工事4件、工事に係る委託3件、物品4件です。

受理件数11件のうち10件については調査を実施し、残り1件は談合の疑いが強いと判断したことから、調査することなく、入札執行を取りやめたものが1件あります。

この表の下の注釈にも示していますが、「談合の疑いが強いと判断した」案件については当該の制限付き一般競争入札参加予定の業者をほぼ正確に指摘したため、調査することなく、入札の執行を取りやめました。

22年度は根室振興局林務課、23年度はオホーツク総合振興局網走建設管理部の発注案件です。

24年度は、現時点で報告できるものは先ほどの1件です。

2番目の情報提供の時期別の表です。

平成23年度に入札前の情報が10件、契約後の情報が1件、平成24年度は契約後の情報が1件です。

談合情報対応状況については以上です。

#### **(委員長)**

渡島教育局の談合情報については抽出審議となっていますので、それ件以外で、質問等はありませんか。

#### **(3) その他報告事項**

##### **(委員長)**

はい、それでは、報告事項3番目、その他報告事項について説明願います。

##### **(事務局)**

それでは、その他報告事項について、説明させていただきます。

今回、その他報告事項に係る資料については用意しておりません。

内容につきましては、先月、新聞報道にも有りましたが、オホーツク総合振興局において、工事に係る入札を実施したところ、同額の者が2者あつたにも関わらず、その一方を落札した案件があつたことについてご説明させていただきます。

発注機関はオホーツク総合振興局で、工事名は畑地帯(支援)網走南部東地区第1工区です。工事内容は農作業準備休憩施設の建設工事となっております。

入札の執行から取消しまでの経緯としては、平成24年5月16日にオホーツク総合振興局で電子入札を行い、入札参加者の4者が参加しました。

その開札の結果、4者中2者が同額の最低価格での入札でありましたが、本来であれば電子のくじにより2者のうち一方を落札者と決定すべきところ、くじを行わないまま、

2者のうちパソコンの画面上で、最上段に表示された者を落札者としてしまい、その落札決定を参加者全員に通知したものです。

オホーツク総合振興局では、入札の公平性を確保するため、当該入札を取り消すこととし、改めて、再入札することしております。

道としての今後の改善策として、道では、再発防止を図るため、パソコンの画面の応札の状況を目視確認だけでなく、金額を読み上げるなど、より一層、厳格な確認をするよう、注意喚起の文書を関係機関に通知するとともに、会議において周知徹底を図ったところでございます。以上です。

**(委員長)**

質問ありますか。

**(委員)**

入札をした人達にお詫びとかしているのですか。

**(農政部)**

各業者の方には内容を説明して、個別に伺ってお詫びを申し上げております。

**(委員)**

ホームページでお詫びしていますか。

**(農政部)**

それは出しておりません。

**(委員)**

やらないのですか。

**(農政部)**

中止という形を取っています。入札が成立していると公表という形になりますが、途中で中止という形を取っていますので、これについての公表という形は取っていません。

**(委員)**

応札業者にはまずお詫びしているのですね。

**(農政部)**

それと受益者、農家の方々が使う施設ですので、その方々にも入札を再度行いますので工期が遅れることもございますので、それについても説明しております。

**(委員)**

具体的な方法がこうありますよという対策を考えているのですか。できればオホーツクだけではなくて、北海道でやった方がいいと思う。情報が入ってないだけであって、何件かあると思う。

**(事務局)**

先ほど、事務局からご説明させていただいたとおり、オホーツク総合振興局管内だけではなく、全道の関係部局に通知を行うとともに、全道の関係者が集まる会議におきま



して、注意喚起、徹底を図るように、強い指導を行ったということでございますので、ご理解いただければと思います。

**(委員長)**

これは5月の入札で、チェックした方が、人事異動したばかりの人達だったのではないのかな。時期的に慣れていない方が、たまたま、そうなったという原因ではないか。

**(事務局)**

違います。

**(委員長)**

そうでもないのか。万全の対策を取るようお願いしますというところです。いいですか。それでは、議事に移ることにしたいと思います。

## 4 議 事

### (1) 北海道入札監視委員会の活動計画について

**(委員長)**

それでは、議事に移りまして、「北海道入札監視委員会の活動計画」について、まず、事務局から説明願います。

**(事務局)**

「平成24年度北海道入札監視委員会活動計画」に説明させていただきます。  
資料は3です。

まず、1ページ目です。活動計画案ですが、1の委員会の定例会です。定例会については、年間4回を開催予定として、第1回目を本日、2回目以降は、10月、12月、2月という形で実施する予定でございます。

2の委員会の定例報告案件について、先ほどの報告させていただいた、入札契約執行状況、談合情報対応状況の報告をします。

3の現地調査の実施については、本年は7～9月の期間に実施することとし、次回の委員会で調査結果を報告することとしています。平成23年度発注案件を調査対象とし、1班2名体制で3班の構成で調査を行うこととします。

4の抽出審議の実施については、定例会の議事の状況等により適宜実施することとし、平成23年度と平成24年度の発注案件を抽出対象としています。

5の「入札契約制度の適正化に関する連絡会議からの審議要請に係る意見具申」、6の「入札・契約手続、指名停止の再苦情審議」、7の「談合情報の審議」については、審議依頼などがあった場合に、定例会又は臨時に委員会を開催し、審議を行い、意見書の通知などを行います。

8の公共調達に係る通知についてですが、通報窓口委員として赤淵委員をお願いしているところであり、案件があった際に通報の窓口となって対応してもらう仕組みとなっています。

次のページですが、活動計画予定の月別で整理した表となっています。

繰り返しになりますが、定例会を6月、10月、12月、2月に開催予定で考えております。7～9月の間に現地調査を3箇所を実施する予定でいます。続いて、3ページ目で「調査箇所検討用参考データ」となっています。

23年度の現地調査の場所については、総合振興局の産業振興部では宗谷・十勝・釧路、建設管理部では稚内・帯広・釧路を調査対象として3箇所、調査実施していただいたところでございます。

本年度の現地調査する場所については、今回ご審議頂きたいと思っておりますが、今回、事務局から案として提案させていただく場所としては、産業振興部門では空知・胆振、また、建設管理部部門では札幌・後志・胆振で事務局として案として示したいと思っております。以上でございます。

**(委員長)**

これについて、現地調査の場所を含めてご意見、ご質問はありませんか。

**(委員)**

何か特別な理由があつての場所の選定などというよりは、一定のローテーションでという理解でよろしいですか。

**(事務局)**

案としては、その部分もありますが、委員の考え方によって他の場所について選ぶことも可能です。

**(委員長)**

本日、欠席の委員もいるので、そちらのご意見も聞いた上で、適宜調整させてもらう。行き先と行く方々の都合もありますから、私と事務局でつめさせていただいて、具体的な計画を立てていきたいと思っております。それでは次に、抽出審議に移ります。

**(事務局)**

抽出審議は、「北海道入札監視委員会設置要綱」第4の5の規定に基づき、非公開とさせていただきます。抽出審議関係者以外の方は、退室するようお願いいたします。

(一時休憩)

**5 審議** (\* 審議は非公開につき一部概要としています。)

**（事務局・渡島教育局）**

（道立学校暖房用燃料（重油）購入契約4件に係る談合情報対応や入札の経過等を説明。）

**（委員）**

やり直しの入札の結果、予定価格より10%程度低い価格となっているが、これまでも過去に10%程度、低い価格で落札していたものですか。あるいはこういう一件があったことから、途端に低くなったのか。

**（渡島教育局）**

従前においては各道立学校において事務処理していたが、平成22年度から道立学校の事務改善の一環として、支出事務や契約事務を管内の教育局で取りまとめたところ。22年度において10%まで行かないですけど、かなり低い金額で契約した例があります。

**（委員）**

渡島教育局の調達状況を見たときに、制度が変わって、過去の状況が見えない時は、縦系から横系に変えて、地域全部の調達状況を見た時に、この価格が妥当なものなのか、それともかなり突出して低いものなのか。

**（渡島教育局）**

今回、予定価格を立てるにあたって、他の官公庁の状況も調べた上で設定した訳ですけど、入札価格については、契約毎の予定数量や地域性などもありまして、一概には言えないんですけど、かなりの予定数量があることから競争性が働いた価格となっているのではないかと考えています。

**（委員長）**

今回のケースは談合対応手続規程上ではどうか。

**（出納局）**

談合情報手続の質疑応答の問の27で示している内容は、今回のような事例を想定して示しているものではありません。

入札の結果から、明らかに談合の可能性が低いと認められる場合ということで事例しています。

例えば、落札者になった場合でも、たまたま2者が同価格となっていて、抽選の結果、落札者となったものや、最低制限価格を設けていて落札になっていますけど、更に安価な価格の者がいたという状況であれば、最低の入札価格を入れたものではないので、そのような場合は、談合の可能性は低いではないかと判断ができるということで本質疑を出しています。

今回の事例のように価格が低いということをもって、調査を不要とすることは、ここの質疑では想定していない。

### (渡島教育局)

今回の資料1 - 4の32ページに質疑応答の問いの27です。

「再度調査を行うのは具体的にどういう場合か」という問いに対して、今のようには入札の結果、談合情報において落札予定者と指摘された者が、入札の結果、対象者となった場合、には談合情報において談合の働きかけを行ったと指摘された者が落札対象者となり、かつ、各入札金額が接近しているなど入札結果に不審な点があることから談合が疑われる場合など、入札結果や談合情報の内容などを踏まえ、特に再度の調査が必要と認められる場合のみに実施するというものとなっています。

次になおで、この の場合、落札予定者と指摘されたものであっても、くじびきにより落札者となった場合や、同種の契約の落札金額と比較して著しく低い場合などと、このなどから入札結果から明らかに談合の可能性が低いと判断される場合は、再調査はしないという取り扱いとなっています。

直近の他官庁の同種契約の落札価格と比較しても相当程度安かったということから、「談合の可能性が低い」と総合的に判断し、談合情報手続質疑応答の27に基づき、「再度の調査は要しない」という扱いと判断して落札したものです。

### (委員)

金額が低く競争性が働いているから、特段あらためて調査せずに落札したという手続きですが、談合情報にあった業者が、それぞれの地区で辞退している。こういうことは、やはり尋常な状態ではないかということ判断されて、この辺の事情も含めて、再度の事情聴取を行う必要があったのではないかと思う。

厳密な意味で談合があったかどうかというのは別にしても、「辞退」という新しい状況を踏まえた形での事情聴取だけでも、何がしか行われるべきだったのかなという気がした。

### (委員長)

本件の場合、質疑応答27のところは厳格に解釈して、本件の場合は、再調査をすべき案件だったという見方の方がいいのではないかという気がする。質疑応答27の再調査をしなくても良い要件というのは、厳格に解釈せざるを得ないのが基本線で、行政庁の手続きとしてはそうせざるを得ないのでは。

入札の公正を守るためには幅は持たせにくいというのがあるのかもしれません。

その辺はまた、出納局の方とも内部的によく詰めて下さい。厳格のまま行くのか、今回の渡島のケースでもいいんだというのか、そこは内部的に協議が必要だ。

### (事務局)

今回、この案件がありましたので、今後のことにつきまして、出納局の方ともよく相談し詰めさせて頂きたい。

### (委員長)

本件について抽出審議を終わります。どうもご苦労様でした。では、事務局の方から何かありませんか。

### (事務局)

事務局ですが、活動計画のとおり、次回の委員会は10月で計画させていただきま

すが、現地調査につきましては、また別途ということで、委員長と打ち合わせの上、各委員と調整にさせていただきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

**(委員長)**

ではこれで終わります。お疲れ様でした。

**(了)**